

『バス共通カード』のサービス終了について

茨城急行自動車株式会社

茨城急行自動車株式会社では、平成 22 年 7 月 31 日(土)をもちまして『バス共通カード』の取り扱いを終了いたします。

当社では平成 20 年 2 月から、IC カード (PASMO、Suica) によるサービスを松伏営業所・野田営業所の路線バス (一部の路線を除く) に導入いたしました。

これにより、お客様のご利用が『バス共通カード』から『IC カード』へ移行していることから、バス共通カードのご利用期間は平成 22 年 7 月 31 日(土)をもちまして終了させていただくこととなりました。なお、発売につきましては平成 22 年 4 月 10 日(土)をもちまして終了させていただいております。

概要については下記のとおりです。

記

(1) バス共通カードのご利用期間 平成 22 年 7 月 31 日 (土) まで

(2) バス共通カードの払戻しについて

東武バス発行のカードについては、サービス終了日より 5 年間 (平成 22 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで) 無手数料にて払戻しいたします。

[払戻し窓口] 茨城急行自動車(株) 各営業所 (2ヶ所)

松伏営業所、野田営業所

(3) お問い合わせ先

茨城急行自動車株式会社 松伏営業所

TEL 048-992-0031 (月曜日～金曜日 [祝祭日を除く]) 9:00～17:30

以上

バス共通カードの利用終了について

毎度、茨城急行自動車をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
茨城急行自動車ではバス共通カードの取扱いを下記のとおり終了させていただきます。

記

◎ ご利用期間 平成22年7月31日(土)まで

◎ 払戻しについて

東武発行のもの(バス共通カード表面右下に「東武バス」または、「東武鉄道」と記載されているカード)のみ取扱いをいたします。

◎ 払戻し額の算出方法

平成22年8月1日～平成27年7月31日まで

払戻し額 = 券面表示発売金額 × $\frac{\text{残金額}}{\text{総利用可能額}}$

※ 10円未満の金額は、10円単位に切り上げていたします。

※ 手数料なしで払戻しをいたします。

※ 払戻し後のバス共通カードは回収させていただきます。予めご了承くださいませようお願いいたします。

※ 払戻し金額によって即日のご返金には応じかねる場合がございます。高額の場合は、予めご連絡くださいますようお願いいたします。

※ 遠方にお住まいで、払戻しをご希望の方は [こちら](#)

◎ 払戻し窓口

茨城急行自動車(株)

松伏営業所
野田営業所

電話 048-992-0031
電話 04-7122-1595